

# 藤枝市立総合病院保育所運営要領

制 定 昭和47年4月1日

最近改正 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、藤枝市立総合病院（以下「病院」という。）に在職する職員（以下「職員」という。）の子育てを支援し、もって病院業務の円滑な推進を図るため設置する保育施設の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 保育施設の名称は、藤枝市立総合病院院内保育所「つぼみ保育園」（以下「保育所」という。）と称する。

(入所対象児)

第3条 保育所に入所できる乳幼児は、職員の勤務によりその保育に支障が生じる小学校就学前の乳幼児とする。

(入所定員)

第4条 保育所に入所できる乳幼児の数は、原則として70人以内とする。年齢別人数の内訳は別表1の通り。

ただし、保育士の充足など保育所の受入態勢の状況により若干増員することができる。

(集団編成)

第4条の2 保育所における集団編成は年齢別編成とする。ただし、保育所に入所する乳幼児（以下「園児」という。）の構成において年齢的に偏りがあると認められる場合は、異年齢による集団保育に移行することができる。

(入所の申し込み)

第5条 乳幼児を保育所に入所させようとする職員は、入所を希望する日の1ヶ月前までに保育所入所申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

(入所決定)

第5条の2 管理者は、前条の規定による保育所入所申込書の提出があったときは、保育の適否を調査し、当該乳幼児について入所の可否を決定する。

2 前項の規定により、入所の可否を決定したときは、保育所入所承諾・不承諾通知書（第2号様式）により速やかに申請者に通知する。

(入所制限)

第6条 管理者は、次の各号に該当するときは、当該乳幼児の入所を拒み、または休退所させることができる。

(1) 園児の数が既に入所定員を超え、保育所の運営又は保育業務に支障を来すと認められるとき

(2) 当該乳幼児が、他に伝染する恐れのある疾病にかかっているとき

(3) その他、管理者が当該乳幼児を入所させることが不適当と認めるとき

(運営委員会)

第7条 保育所の運営に必要な事項を協議するため保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員構成は次の職員とする。

- (1) 園児の保護者である職員（以下「保護者」という。）の代表 2人
- (2) 病院の労働組合を代表する職員 2人
- (3) 看護部長
- (4) 事務部長

3 委員会の委員長は看護部長とし、会議の議長を務める。

4 委員会の事務局は、事務部病院総務課に置く。

(休所日)

第8条 管理者は、保育所の管理上、特に必要があると認める場合には、保育所を休所することができる。

ただし、休所するときは、感染症の集団発生など特に緊急を要すると認められる場合を除いて、原則として休所する日の1ヶ月前までに保護者に通知しなければならない。

(保育時間)

第8条の2 通常の保育時間は、平日午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、職員の勤務の都合により午後7時30分までの延長を認める。

(夜間保育・休日保育)

第8条の3 夜間保育は、職員が夜間に勤務する場合の利用に限るものとし、保育時間は午後7時30分から翌日午前7時30分までとする。

2 休日保育は、職員が土曜日・日曜日・祝日など病院が開院しない日の昼間に勤務する場合の利用に限るものとし、保育時間は、第8条の2の規定に準ずるもの（以下「通常の保育時間」という。）とする。

3 前2項の規定により保育所を利用しようとする職員は、原則として利用しようとする日の属する月の前月の25日、又は利用しようとする日の10日前までに保育所に申し込まなければならない。

4 前項の規定により夜間保育または休日保育を申し込んだ職員がその利用を取り止める場合は、利用しようとする日の直前の平日午後5時までに保育所にその旨を申し出なければならない。

(勤務日以外の保育)

第9条 管理者は、職員が勤務日以外の日に保育所を利用しようとするときは、当該園児について保育の適否を判断した上で別表2に定める日数の範囲内で、通常の保育時間に限り利用させることができる。

(特別保育)

第9条の2 特別保育は、職員が養育する、現に入所していない乳幼児について特別に保育することを言い、管理者は、特に必要があると認めるときは、別表2に定める日数の範囲内で、通常の保育時間に限り利用させることができる。

(特別休暇中の保育)

第9条の3 管理者は、産前・産後の特別休暇中の職員の健康保持のために特に必要があると認めるときは、別表2に定める日数の範囲内で、通常の保育時間に限り利用させることができる。

(保育時間等の制限)

第9条の4 管理者は、前3条にかかる保育において、定員超過、保育士不足などにより

十分な保育環境が確保できないと判断するときは、受け入れまたは保育時間を制限することができる。

(慣らし保育)

第10条 保育所は、保育環境の変化に対する園児の心身の負担を軽減するため、入所後1週間は、徐々に保育時間を延長する「慣らし保育」を行うものとする。

2 保育所は、職員が産後休暇を終了し、又は育児休業から復職する場合には、勤務を再開する日の1週間前から乳幼児の入所を認め、慣らし保育を行うことができる。

3 保育所は、新規採用の職員が利用しようとする場合は、採用の1週間前から乳幼児の入所を認め、慣らし保育を行うことができる。

4 慣らし保育は、通常の保育時間内に行うものとし、その期間は最長2週間に延長することができる。

(給食及びおやつ)

第10条の2 保育所は、園児に対し平日においては、専任の調理師が調理する昼食（以下「給食」という。）と、午前と午後の2回「おやつ」を提供する。

2 給食は、診療技術部臨床栄養科の管理栄養士が栄養管理するものとする。

3 管理者は、施設管理上、又は衛生管理上の理由で給食を調理し、提供することが適当でないと判断するときは、給食を中止することができる。

4 給食及び午前のおやつを希望する場合は、当日の午前9時までに、午後のおやつの場合は、当日の午後1時までに申し出なければならない。

(保育料・給食代及び費用負担)

第11条 保育料及び給食代(以下「保育料等」という。)は、別表3に定める額とする。

2 夜間保育または休日保育を申し込んだ職員が、利用の取り止めについて第8条の3第4項に規定する時刻までに申し出のない場合は、キャンセル料として本来納める保育料の2分の1に相当する額を納入しなければならない。

3 前条第4項に規定する時刻までに給食及びおやつを停止について申し出のない場合は、かかる給食代の全額を納入しなければならない。

4 保育料等は、毎月末日を締めとして職員の翌月の給料から天引きする。

5 園児の保育に必要な寝具及び遊具等の設備にかかる費用は、一部の交換シーツの費用を除き保育所の負担とする。

(保育及び衛生管理等)

第12条 保育所に勤務する保育士、調理師及び補助員（以下「保育所職員」という。）は、園児の健康状態の観察、遊戯、午睡及びその他必要な保育監督について、責任と誠意をもって取り組まなければならない。

2 保育所職員は、所定書類の作成整理、施設・設備の保全及び火気の取り締まりに努めなければならない。

3 保護者は、常に園児の健康に留意し、異常があると思われるときは、速やかに医師の診断を受け適正に対処しなければならない。

4 保護者は、園児の身体及び服装を常に清潔にしておかななければならない。

5 保護者は、保育所における保育方針の理解に努めるとともに、保育所職員の指示に従い、園児に対する保育監督に協力しなければならない。

(連携保育)

第13条 保育所は、職員である保護者の利便性の向上を図り、園児の一層の保育の充実を促進するため学校法人法城学園「駿河台幼稚園」(以下「幼稚園」という。)と連携して保育に取り組むものとする。

2 連携保育は、幼稚園が保育する時間(預かり保育の時間を含む。)を除く時間に保育所が保育を行うもので、毎年度4月1日で3歳以上となる園児は、原則として幼稚園に入所し、連携保育を利用する。

3 保育所は、連携保育を利用する園児の幼稚園の送迎については保護者の協力を得て、責任をもって行う。

4 その他、連携保育に関し必要な事項は、幼稚園と協議して取り決める。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、保育の実施及び保育所の運営に関し必要な事項は、管理者が委員会に諮り、別に定める。

附則

この要領は、昭和47年4月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、夜間保育については平成19年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

年齢	人数
0 歳児	10 人以内
1 歳児	20 人以内
2 歳児	20 人以内
3 歳児	7 人以内
4 歳児	7 人以内
5 歳児	6 人以内

別表 2 (第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3 関係)

条	保育の種類	利用できる日数
第 9 条	勤務日以外の保育	月 5 日以内
第 9 条の 2	特別保育	月 5 日以内
第 9 条の 3	特別休暇中の保育	特別休暇のうち 10 日以内

別表3（第11条関係）

料金の種類		金額		備考
		3歳未満	3歳以上	
通常保育料 (休日保育料)	1日	1,500円	1,300円	6時間以上
	半日	1,000円	800円	4時間～6時間
	4時間未満	200円/時間		
夜間保育料		2,400円/回		
延長保育料		100円/30分		午後6時30分～ 午後7時30分
連携保育料	幼稚園保育前	一律 200円		
	幼稚園保育後	100円/30分		午後6時以降
給食(昼食)代		320円/回		
おやつ代	午前のおやつ	30円/回		
	午後のおやつ	50円/回		

※年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢。

## 保育所入所申込書

年 月 日

藤枝市病院事業管理者 様

保護者 住所  
(職員) 氏名  
電話

所属

部・センター  
課・科・室・病棟

職種

保育所の入所について、次のとおり申し込みます。

入所を希望する乳幼児	フリガナ 氏名				保護者の続柄	
	生年月日	年 月 日生	年齢	満 歳		
保育を希望する期間	年 月 日 ~		年 月 日			
家族の状況	氏名	続柄	年齢	性別	職業・勤務先・学校等	主な送迎者
			歳			
			歳			
			歳			
			歳			
			歳			
その他 特記事項						

記病 院入 総務 欄課	保育実施の承認・不承認	慣らし保育の実施	特記事項	確認者
	年 月 日 承認 ・ 不承認	年 月 日 ~ 年 月 日		

第 2 号様式（第 5 条の 2 関係）

保育所入所承諾・不承諾通知書

藤 病 第 号  
年 月 日

様

藤枝市立総合病院  
藤枝市病院事業管理者

平成 年 月 日付けで申し込みのありました「つぼみ保育園」への  
入所について、次のとおり 承諾 ・ 不承諾 します。

入所する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日 生まれ
保育の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
不承諾の場合は、その理由	